

一般社団法人 南北海道古民家再生協会 第4回 例会

議 事 録

日 時 平成 23 年 3 月 27 日(日)

15 : 00 ~ 17 : 00

場 所 サン・リフレ函館

函館市勤労者総合福祉センター

2 階視聴覚室

1. 開会挨拶 西川理事長

2. 司会進行 事務局 それでは、第4回 例会を開催いたします。

3. 説明西川理事長、事務局

4. 議題

- ・本日の例会議題は、「古民家鑑定士」の変更について
- ・民家の甲子園について、全国大会の様子、話題等について
- ・その他、

理事長

今回、全国大会でも、話題となった「古民家鑑定士」の制度の変更、伝統工法支流から在来工法支流に変わったということです。

現在の「古民家鑑定士」は築 60 年以上の木造建築を鑑定していますが、現在「昭和 26 年」となります。

鑑定も今後「在来工法」が増えてくるものと考えます。

また伝統資財活用、グリーン建築推進に関する専門知識は「伝統資財施工士」となります。

事務局

2 月 15 日付けの古材倉庫 グループメールでは、今回から

1. 在来構法鑑定できる基準を作ります。
2. 国の「古建築」の基準に合わせて「築 50 年」を基準とします。

そこで、

従来の「古民家鑑定士」さんには、伝統工法の「古民家鑑定士 2 級」に切り替えさせていただきます。 という事です。

切り替えについては、財団法人職業技能振興会または、地域の一般社団法人

人がお世話をするという事です。

「古民家鑑定士」には新たに在来工法の「古民家鑑定士 2 級」を習得していただくこととなります。

西川第費用理事より

伝統工法の「古民家鑑定士 2 級」の権利を有する方は教本(5月スタート)を学んでいただき、書類提出で習得可能となり了資格をお持ちの方は「古民家鑑定士 1 級」となります。

1 つは、古民家かの定義の変更、伝統構法と在来構法の二つの建築構法に対応できる資格、資格の級指定ということということです。

さらには、古民家鑑定士更新制度については、3年ごとに更新を行うことになるようです。

古民家鑑定士の資格制度変更については、4月に新資格への移行についてと申請等の詳細がわかりますのでお知らせいたします。

西川理事長

一応概ね解かっていることをゆっくり読み上げます。

2011年5月の資格改正はポイント

1. 古民家の定義の変更 築 60 年→国の文化財登録制度の古建築の定義にあわせて築 50 年以上に変更
2. 伝統構法と在来構法の二つの建築構法に対応できる資格者育成
学習カリキュラム伝統構法・在来構法に分けてそれぞれについてより詳細に学習し合わせて四角の異議や鑑定方法などを総論として学ぶ
3. 資格制度の級数指定
伝統構法・在来構法の両方に精通したものを 1 級とし、どちらかの構法のみ
に精通したものを 2 級とする

新資格への移行については、

平成 23 年 4 月以前に古民家鑑定士試験に合格され資格を持っている方は、
伝統構法に並びに総論を合格したものとして扱い、

平成 23 年 5 月より 7 月までの 3 ヶ月間を資格移行期間とし、
新教本の在来構法部分のみを新教本の最終ページにある練習問題に解答する
事で 1 級の資格を認定となります。

再確認のいみでも鑑定士の役目を読み上げてみます。

古民家鑑定士とは、築 50 年以上の日本の住宅で使われていた伝統的な構法並びに在来構法を理解し、そこに使用される伝統的な資材に精通し、古民家で培われた日本の気候風土に合った持続可能な住環境を次世代に継承していく為の知識と経験を兼ね備えなければいけません。

そのために解体された古民家などの建物から産出される木材や瓦、その他の資材を建築分野において再活用の提案を行う事を業とし、

未来の子供達に残すべき日本の住文化を守り、活かし伝えていく事です。

それをユーザー

に解かりやすく伝える為に、古民家を調査し、古民家鑑定書を発行する業務を担います。

また、鑑定士の業務とは、今回古民家検定本の勉強会に参加頂いた皆さんにも、知っていただけるとおもいますので、検定本の中にも載っておりますが簡単に言いますと、ユーザーへの古民家の再利用の提案を行って行く事、残すべく築 50 年以上の伝統構法の古民家並びに在来構法の木造住宅を実際に鑑定し、耐久性や希少性、文化的な住環境の保存などの総合的な情報や地域の古民家に対する活動のPRを展開していきたい。

閉 会 西川理事長より閉会の挨拶

事務局

西川理事長の説明や今後の活動、古材、古民家、グリーン建築等に対する思いを感じましたが、また次回いろいろなお話をして頂けると思います。本日は松前町から八雲町熊石、函館市の皆様のご協力によりまして「古民家鑑定本による勉強会」と第 4 回の例会を終了することができました。

【勉強会に参加した方で例会に興味のある方、斉藤様、柳岡様の方が同席】
ありがとうございました。ご苦勞様でした。

以 上

第1回 勉強会

議 事 録

一般社団法人 南北海道古民家再生協会

1. 開催日時 平成23年3月27日 【日】 13時より5時まで

2. 場 所 サンリフレ函館 函館市勤労者総合福祉センター

3. 出席者 代表理事 西川 敏 郎
理事 小林 啓
会 員 小 中 保 博
八雲支部長 熊 谷 武 一
会 員 熊 谷 雄 太
事務局 米 澤 智 信

4. 勉強会 参加者

| | |
|-------|------------------|
| 柳岡平三郎 | 松前郡松前町字大磯 56 番地 |
| 斉藤 満 | 函館市山の手 1 丁目 34-9 |
| 米田 五郎 | 函館市山の手 2-49-20 |
| 山木 利治 | 函館市川原町 9-11 |

5. 勉強会

6. 報告・協議事項

- ・古民家鑑定士資格〔制度変更について〕等について
- ・民家の甲子園について
- ・その他

7. 勉強会

事務局より今回の勉強会の趣旨と受講者に御礼を申し述べ

西川インストラクターより古民検と古民家鑑定士の魅力等を講義された。大変解かりやすく、面白く話されたので、参加者の皆さんからは非常に喜んでいただきました。

厚生労働省認可(財団法人) 職業技能振興会認定資格の「古民家鑑定士」という存在や古民家という言葉さえ聴きなれていないので、なんとなく興味が沸いてきた気がする、普段、気もとめることもないのが、環境を考えると、古民家再生、古材という事が物が気になりだした、口々に話して

おりました。

時々何かの機会に情報をいただければ、またネット等でも調べて、挑戦したく思うとの事でした。参加者の方だかの声でした。

南北海道古民家再生協会も一生懸命、活動をしておりますので、少しでも皆さんの古民家、古材等の情報を、我々に教えていただけるよう、特に、地域の皆様に広く知っていただきたく、古民家情報や古材の情報を教えて頂く様、お願いしたい。と締めくくりの挨拶とした。

事務局

西川講師様、お疲れ様でした、参加頂いた皆様もご苦勞様でした、ありがとうございました。

今日のコミケン、さらに、ゆっくり、じっくり古民家検定本、気軽に楽しみながら、やってみてください

皆様方の貴重な時間を割いていただき、誠にありがとうございました。

古民家鑑定士は道南地区、7名と 函館市1名で少々さびしいので、何人でも増やしたく、皆様の挑戦を期待したく思いますので、よろしく願いいたします。本日は、大変ご苦勞様でした、ありがとうございました。

もし、皆様のお時間が都合よければ、例会、南北海道古民家再生協会を行います、一緒に参加していただいても宜しいので、どうぞ参加ください。5月に「古民家鑑定士」の制度、資格認定が1級、2級と変更が予定していますので、その辺の情報もわかるものと思いますので。

「古民家検定」の楽しく、解かり易く、学ぼうは閉会とします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。





